



(奈良)

調査は三件あり、ここではそれらを一括して報告することとする。

東堀河の東西両側には宅地があり、東側の宅地では掘立柱建物二棟と掘立柱塀一條を、また西側の宅地では掘立柱塀三条を検出したが、東堀河と両側宅地との間には幅3mの空閑地が存在し、東堀河

奈良・平城京跡(1)

一 左京四条三坊九坪（東堀河）

1 所在地 一 奈良市三条添川町、二・三 同大宮町四丁目
三条通り)沿いで、左京四条三坊九坪の三条大路に面する北辺部の中央に相当する。JR奈良駅連続立体街路事業に伴い1088m²を

発掘調査した。主な検出遺構は、東堀河・掘立柱建物・掘立柱塀・溝・土坑・ピット・落ち込み状遺構・井戸である。

月～二月

2 調査期間 一 2004年(平16)10月～2005年3月、
二 2005年4月～7月、三 2005年1～

3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所

4 調査担当者 一 宮長秀和、二 宮長秀和・近江俊秀、
三 岡林孝作・安永周平

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 一 8世紀～10世紀、二・三 8世紀～9世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

奈良県立橿原考古学研究所が平城京跡で行なった発掘調査のうち、2004・○五年度に木簡が出土した。調査は三件あり、ここではそれらを一括して報告することとする。

奈良県立橿原考古学研究所が平城京跡で行なつた発掘調査のうち、2004・○五年度に木簡が出土した。調査は三件あり、ここではそれらを一括して報告することとする。

東堀河の東西両側には宅地があり、東側の宅地では掘立柱建物二棟と掘立柱塀一條を、また西側の宅地では掘立柱塀三条を検出したが、東堀河と両側宅地との間には幅3mの空閑地が存在し、東堀河

上面は整地されて、井戸が掘削されている。長岡京遷都に伴い東市の官営市場としての性格が失われ、東市へ通じる運河としての機能が衰退したことを契機として、東堀河は徐々に埋没していくのであろう。

東堀河の東西両側には宅地があり、東側の宅地では掘立柱建物二棟と掘立柱塀一條を、また西側の宅地では掘立柱塀三条を検出したが、東堀河と両側宅地との間には幅3mの空閑地が存在し、東堀河

の両岸の小路に相当するものと考えられる。

出土遺物は、奈良・平安時代の土器、瓦・壇、木製品、金属製品・錢貨（和同開珎・神功開宝）、木簡などで、整理用コンテナ一〇箱分にのぼる。また、祭祀遺物として人面墨書き土器・小型模造土器・土馬・木製人形・斎串・銅製人形などが出土している。木簡は東堀河の下層から一九点が出土した。このほかに「神明膏」「四合四夕」などと記載された墨書き土器四〇点が出土している。

なお、遺構検出面下層の自然河道内から、全長四・四m以上直径〇・三mの人為的な切り込みの施された加工木が出土している。共伴したトチノキ果実の放射性炭素年代測定の結果、縄文時代後期中葉の年代値が得られている。加工木とその周辺は、廃材を利用した晒し場あるいは棧橋状遺構の可能性が考えられる。

二 左京三条三坊五坪（三条大路北側溝）

調査地はJR奈良駅から西へ1kmの三条通り沿いで、左京三条三坊五坪の南東隅前面の三条大路に相当する。JR奈良駅連続立体街路事業に伴い五五五²m²を発掘調査した。検出した遺構は、三条大路路面及び北側溝、溝四条、ピット一基などである。

三条大路北側溝SD〇一は、五一・二m分を検出した。西流する素掘りの溝で、幅約三m深さ〇・七五mを測る。断面は皿状を呈し、埋土は上・中・下の三層に大別される。下層は黄灰色砂層で遺物の量は少ない。中層は砂混じりの黄灰色ないし灰色粘土で、遺物量は

多く、不要になつたものが投棄されたままで浚渫が行なわれなくなつた段階の堆積である。上層は埋没後の北側溝に再掘削された溝の埋め戻し土である。出土土器の年代観から、下層は八世紀中頃から後半まで、中層は八世紀後半と考えられる。遺物は土器、瓦（型式が限定され、三条大路築地壝所用瓦と考えられる）、木製品（祭祀具・服飾具・食器・食膳具・容器・紡織具・農具）、金属製品（刀子・鑿・鉄釘・銅製人形）、錢貨（和同開珎）が出土している。木簡は中・下層から合計二五点が出土した。墨書き土器も三三点が出土している。

三 左京三条三坊十二坪（三条大路北側溝）

調査地は三条通りの北側に隣接し、平城京三条坊復元では左京三条三坊十二坪にあたる。当研究所が過去に実施した周辺の発掘調査では、一九九〇年度に今回の調査地の東隣で（本誌第一三号）、また二〇〇五年度上半期に調査地西隣で（本稿）三条大路北側溝と思われる溝を検出している。今回も同様に三条大路北側溝の存在が予想されるとともに、調査地西端で、東三坊坊間路東側溝の検出が期待された。調査面積は約二五〇m²である。

検出した遺構は、三条の溝SD〇一・〇一・〇三と、三条大路・東三坊坊間路の路面に相当する二カ所の平坦面である。調査地北部の溝SD〇一は、幅約二・一・二・三m深さ〇・六mの東西溝で、SD〇一・SD〇三と一部重複し、時期は最も新しく平安時代前期のものと考えられる。溝SD〇一は、奈良時代の三条大路北側溝と

考えられる東西溝で、約111mにわたって検出した。幅約1・21m深さ約1・2mを基本とするが、西半分では最大で31・7m南へ浅く広がる部分がある。溝SDO三は、調査地北西隅の拡張区において検出した南北方向の溝で、幅約0・9m深さ約0・7mを測る。条坊復元上の位置や三条大路北側溝SDO一と同時に埋没していることから、東三坊坊間路東側溝と考えられる。

各遺構から一定量の遺物が出土したが、特に溝SDO一からは木

簡・人形・斎串・櫛・曲物底板・板材・加工痕跡のある材・燃えぬし・用途不明木製品などがまとまって出土した。木簡は一〇点あり、うち一一点が積読可能であった。このほか、須恵器・土師器・軒瓦・埴・金属製品などが出土した。土器の中には、「黒女」「器」と書かれた墨書き器や、筆先を整えたとみられる墨痕を残す土器が含まれていた。

8 木簡の积文・内容

一 左京四条三坊九坪（東堀河）

(1) 往來諸人等 黑毛牛捉事 右牛今月以二日捉印 左右下耳辟二果足白
到多□食損因是件牛捉宜知状主有者問所來故告令知 延暦六年十一月八日
(645)×40×9 081*

(2) 「田村殿解」

・「前寅〔曆カ〕料□」
(108)×(13)×3 081*

(3) 「食□」

・「酒受役夫病者〔侯カ〕受君□部荒當 □□□□」
(110)×(25)×4 081

(4) 「鯛万呂一斗」

・「横女八合」
(82)×23×4 019

(5) 「四条一坊百」

・「四斗一升一合中 四斗中 都合一斛九斗八升」
(275)×33×3 011

(1)は告知札で、上下両端が折損しているが、内容はほぼ全文が残存していると考えられる。「往来の人々（に告知する）。黒毛の牛を

捕捉したことについて。この牛は今月三日に捉えた。特徴は左右の

耳の下に「辟」が二つあり、足の色は白。□へやつて来てひどく
□食い荒らしていた。是ゆえにこの牛を捉えた。このことを知り、
もしも飼い主がいるならば、問所まで来るよう。以上、告知する。
延暦六年十一月八日」という内容である。延暦六年は七八七年で長
岡遷都の三年後にあたる。廐牧令闡遺物条には、闡遺物は五日以内
に所司に申すことが規定されている。牛の捕獲は十一月三日、告知
札作成日は十一月八日であるから、令の規定に適っている。この告
知札では飼い主に「問所」へ出頭するよう要請している。「問」の
次の文字は「可」にもみえるが、最後が「ケ」のように書かれてい
るため、「所」と釈読した。問所とは「牛の飼い主を尋ねている者
のところ」という意味か、あるいはこうした届出や問い合わせなど
を取り扱う「問所」なる組織が存在したのかもしれない。

(2)は文書木簡の上端部。木簡の年代は不明だが、「田村殿」は藤
原仲麻呂の田村第を意味するか。天平宝字四年(七六〇)七月二十
五日付の丸部足人解にも米の進上先として「田村殿」が見え(大
日本古文書)一四、三六〇頁)、これも藤原仲麻呂の田村第を指したものとみられている。田村第推定地は調査地西側の左京四条二坊東半
部にあたる(岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」『日本古代政治史研究』稿書
房、一九六六年)。出土地点は推定地から東へ二町分離ており若干の問題は残るが、この木簡は田村第と何らかの関連があるのかも

しない。

(3)は短冊型の木簡で、左辺の上部三分の二が欠損する。上下両端
及び左右両辺は削り調整している。内容は役夫に対する酒の支給記
録である。表面の「君□部〔侯カ〕」に関しては、天平勝宝九歳(七五七)

三月に君子部から吉美侯部へと改める勅が出されており(『続日本
紀』天平宝字元年三月乙亥條)、木簡には両方の表現が混在しているこ
とから、恐らく改姓後まもない時期に属するものであろう。異筆部
分は文字が削られているが、文字は大きく墨色も明瞭である。

(4)(5)は人名と物品の数量を記したもの。(4)は短冊型の木簡の中央
部分に人名・数量を記すのみで、その前後に文字は記されない。(5)
は食料支給記録木簡の断片。(6)は条坊を記す。調査地は左京四条三
坊九坪であり、木簡の記載より一坊分東側である。四条二坊は東半
分が田村第推定地にあたることから、(2)の「田村殿」と併せて考え
て藤原仲麻呂邸との何らかの繋がりも想定できよう。

二 左京三条三坊五坪(三条大路北側溝)

(1) 「□□□符到奉行

178×19×4 011

(2) 「尾張国愛智郡草マ郷日置里戸主」
• 「□□□符到奉行」
尾張国愛智郡草日下□□

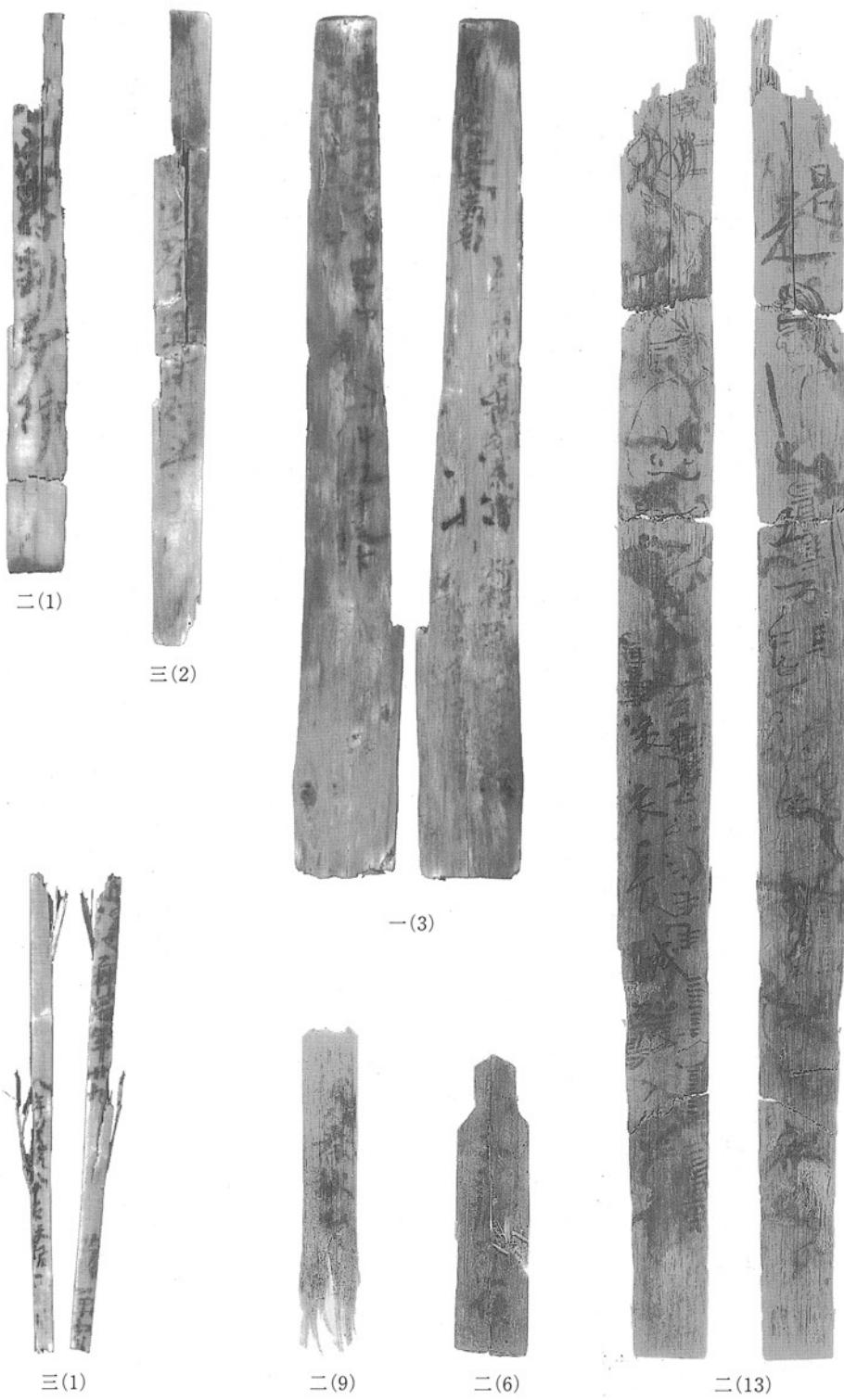
253×36×6 011*

(3)	越前国坂井... 〔御賛カ〕	(82+49)×(12)×3 081
(4)	「▽深瀬郷□」	(94)×23×6 039*
(5)	「▽□□□□」 〔郡カ〕	133×(10)×5 032
(6)	「▽□マ郷米一俵」 〔大カ〕	95×23×3 032
(7)	「十二日 六人マ□□」 〔色夫カ〕	(120)×20×8 019
(8)	十一日一升□□	(110)×(25)×5 081
(9)	▽□□人春秋山□□ 〔春カ〕	(106)×17×2 039
(10)	八□□	(158)×(20)×7 081
(11)	大不□申 □	(64)×(16)×4 019
(12)	□綱下□	(642)×44×5 019
(13)	・ □是 (人物絵) 繩 〔是カ〕 五 万 馬 ・ □執 (絵) (馬ノ絵) (人物絵) 背 繩 衣 衣 長 為為□――□ 為(絵カ)用用 為為□□ 成□(横線)□ 鳥□入□ 〔為カ〕	

木簡は「五点出土したが、ここでは一文字以上訛読できた」三点を紹介する。

(1)は上端左側が折損している。文書木簡(太政官符か)の末尾部分であるが、裏面に墨書きはない。(2)は短冊型の木簡で、下端の一部が欠損する。表裏とも同筆ではほぼ同内容が記されており、天地逆の重ね書きもあることから、習書木簡とみられる。郷里制下の木簡であり、「尾張国愛智郡草マ郷」は「和名抄」の尾張国愛知郡日部郷に該当する。「日置里」については不明だが、式内社日置神社が名

古屋市中区橋にあるのが参考になる。(3)は細片で接続しないが同一個体で、越前国坂井郡からの贊の荷札木簡とみられる。(4)は下端が折損し、裏面は未調整である。「深瀬郷」は『和名抄』の土佐国香美郡深瀬郷に該当する。(5)は荷札木簡の右半のみが残存する。(6)は片面だけに墨書がある。(7)は上端は方頭で下端は折損する。(10)は左辺と下端が原形をとどめる。(13)は大型の木簡で上端部は折損する。両面に習書と人物画などがみられる。なお、(2)(3)(7)(9)は下層から、それ以外は中層からの出土である。



三 左京三条二坊十二坪（三条大路北側溝）

（1） □得麻呂年廿九 藤原家

（153）×（8）×6 081

〔阿波カ〕
〔□□国板野郡少嶋郷白米五斗〕

202×16×3 011

（1）は上下両端が折れ、左右両辺は割れている。裏面上端の斜めの切斷痕跡は二次的なものである。表面には人名と年齢が記されており、考課木簡の一部であろうか。下端には「藤原家」とあるので、藤原某家に仕えた資人などに関するものかもしれない。調査地の南西には藤原仲麻呂邸「田村第」推定地が存在するが、それに関わる木簡であろうか。裏面の最初の部分は「八年」とも読めそうであるが、その下に日数などの記載は続かないようであり、文字の一部分しか残らないために釈読できない。

（2）は短冊型に近い形状をした白米の荷札で、上端左側と下端右隅を欠く。「板野郡少嶋郷」は『和名抄』の阿波国板野郡小嶋郷に該当する。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報 二〇〇五年度

（第一分冊）（二〇〇六年）

（一・二 1・7・9 宮長秀和、三 1・7・9
岡林孝作・安水周平、一・三 8 鶴見泰寿）

『平城京木簡二一一一条大路木簡一』

（奈良文化財研究所史料第七五冊）の刊行

平城京跡出土木簡の報告書の三冊目が刊行された。長屋王家木簡を対象とした『平城京木簡一』『同二』に対し、今回刊行の『同三』は二条大路木簡の最初の報告書となる。

一九八八・八九年に出土した二条大路木簡は、二条大路北側のSD五三〇〇（五七mを完掘）・五三一〇（東端五mのみ発掘）、南側のSD五一〇〇（一一〇mを完掘）の三条の溝状土坑の遺物である。今回はSD五三〇〇の西端六m分とSD五三一〇、及びこれらと平行する二条大路北側溝の木簡計一三二七点を収録する。

SD五三〇〇西端は、「中宮職移兵部省卿宅政所」の木簡をはじめ、藤原麻呂の家政機関と関わる内容のものが集中して見つかった部分で、それらは左京二条二坊五坪を藤原麻呂邸と推定する根拠ともなった。市販は左記の通り。

図版B4判一七五頁、カラー口絵一丁、本文A5判三八六頁
セット価 一七三〇〇円（税込み）

吉川弘文館、二〇〇六年一月刊行